

報道関係者 各位

令和5年10月24日

【照会先】鳥取労働局 労働基準部 監督課
課長 山埜 典文
過重労働特別監督監理官 長田 光彦
(電話) 0857-29-1703

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過重労働解消キャンペーンや過労死等防止対策推進シンポジウムなどを実施～

鳥取労働局(局長 平川 雅浩)では、11月の「過労死等防止啓発月間」に、過労死等をなくすために過重労働解消キャンペーンや過労死等防止対策推進シンポジウムなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

「過労死等」とは…

業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡
業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

過重労働解消キャンペーンの概要(添付のリーフレットもご覧ください)

1 労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に際し、県内の主要な使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

鳥取労働局長が県内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介(詳細は別途お知らせ)します。

3 重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

4 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日(水)から11月7日(火)を過重労働相談受付集中期間とし、鳥取労働局及び各労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

11月3日(金・祝日)は特別労働相談受付日として、9:00～17:00の間「過重労働解消相談ダイヤル」(無料:0120-794-713)を設置し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、労働基準監督官が相談に対応します。

また、労働条件相談ほっとライン【委託事業】(無料:0120-811-610)でも、平日17:00～22:00、土日祝日9:00～21:00に相談をお受けします。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します(添付のリーフレットもご覧ください)

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月を中心に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

[専用ホームページ] <https://kajyu-kaisyuu-zenki-ren.com/>

過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（添付のリーフレットもご覧ください）

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを開催します（無料でどなたでも参加できます）。

日時：令和5年11月22日（水）13:30～15:30（受付13:00～）

会場：とりぎん文化会館 1階 第1会議室（鳥取市尚徳町101-5）

[専用ホームページ] <http://p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

（添付のリーフレットもご覧ください）

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。県内の主要な使用者団体や労働組合に対し、こうした「しわ寄せ」を生じさせないよう、周知・啓発等について協力要請を行います。

[専用ホームページ] <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>